平成２１年（フ）第６１０号
新潟県新潟市西蒲区五之上1831番地
破産者　有限会社ピー・ふぁーむ
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５３号
長野県飯田市鼎下茶屋1012番地２
破産者　南信ピジョン株式会社
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２３５号
静岡県沼津市岡宮1334番地の７
破産者　有限会社フェリシア
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
京都市西京区大枝東長町３－６
破産者　株式会社平安石油
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
兵庫県姫路市庄田139番地、商業登記簿上の本店所在地兵庫県姫路市庄田58番地２
破産者　播磨運工前川土木株式会社
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４３号
徳島県三好市池田町トウゲ80番地の１
破産者　有限会社阿波テント装飾
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第２７号
北海道北見市高栄東町２丁目５番17号
破産者　有限会社石橋建商
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
富山市吉作3705番地
破産者　呉陵建設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４２号
富山市吉作3705番地
破産者　神名美智子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７号
長野県岡谷市長地片間町１丁目２番30号
破産者　有限会社武井テクニカ
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１０７号
岐阜市上土居４丁目10番地14　レジデンスリリーＡ102号室、住民票上の住所岐阜市茜部野瀬２丁目70番地３
破産者　三嶋登志子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２０７号
愛知県一宮市八幡２丁目13番７号
破産者　株式会社シグマエンジニアリング
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５１号
愛知県安城市篠目町４丁目11番地５
破産者　有限会社名古屋テクトラエンジニアリング
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
愛知県安城市住吉町７丁目19番地21
破産者　株式会社Ｔ．Ｍ．Ｓ
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９号
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀1676番地の１
破産者　伸和工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５８６号
京都市右京区嵯峨折戸町22番地の10
破産者　有限会社糸織
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１０号
大阪府吹田市千里万博公園１番１号、商業登記簿上の本店所在地大阪市浪速区元町１丁目８番15号
破産者　株式会社エキスポランド
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６号
和歌山県日高郡日高川町大字土生820番地の２
破産者　有限会社昭和建設
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２０年（フ）第９０号
島根県出雲市枝大津町12番地８
破産者　株式会社ひえばら建設
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成１８年（フ）第１０３７号
愛媛県松山市南土居町479番地３
破産者　株式会社ヤスユキ
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７５７号
熊本市御幸笛田８丁目８番11号
破産者　有限会社溝辺建設
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部